

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	30 件
国民年金関係	21 件
厚生年金関係	9 件

神奈川県国民年金 事案 2224

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から同年9月まで

私は、年金の必要性を強く感じたので、昭和50年4月に国民年金に任意加入した。

その後、就職し、昭和58年2月に転職したが、その会社で厚生年金保険に加入したのは同年10月からであったので、それまでの期間は国民年金に加入していたはずである。

申立期間が未加入とされ、国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立期間は国民年金の未加入期間とされているが、申立人が所持する国民年金手帳には、「被保険者となった日：昭和58年2月1日」、「被保険者でなくなった日：昭和58年10月1日」と記載されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

また、申立期間は8か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回適切に行っており、保険料の納付意欲及び国民年金制度に関する意識は高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から57年3月まで
② 平成2年9月

私は、昭和55年12月31日付けで会社を退職し、56年1月に区役所で、妻の分と一緒に国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。区役所から送られてきた納付書で、私が、夫婦二人分の国民健康保険料と国民年金保険料を銀行で納めていた。昭和56年から毎回納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間②の前後を通じて、申立人の住所及び仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間②は1か月と短期間であり、申立人は、国民年金に加入後、申立期間①及び②を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

2 一方、申立期間①については、申立人は、昭和56年1月に国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日からみて、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、57年3月ごろと推認され、その時点で、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したとすれば、さかのぼって納付したことになるが、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと述べている。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から45年3月まで

私は、昭和42年12月に会社を退職して、飲食店の経営を始めた際に、私と妻の国民年金の加入手続を市役所の出張所で行った。国民年金保険料については、私か妻が定期的に納付書を持参して出張所で二人分を納付していた。税金や保険料などはその都度遅れないように、期限までに納付するように心がけていた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の発行日から、申立人は昭和44年12月16日以前に国民年金の加入手続を行っていたと考えられるが、関係資料からはその時期を特定することができないため、申立人の主張どおりに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとしても不自然さは認められない。

また、申立人が加入手続当初に納付していたとする国民年金保険料額は申立期間当時の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、申立期間当時、申立人か申立人の妻が市役所の出張所で国民年金保険料を納付したと主張しているところ、同出張所は、申立期間当時、実在しており、保険料の収納事務を行っていたことが確認できることから、申立人の主張は信ぴょう性が高いものと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間を除いて国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から44年3月まで

昭和42年12月に私の夫が会社を退職して、飲食店の経営を始めた際に、夫が夫と私の国民年金の加入手続を市役所の出張所で行った。国民年金保険料については、夫か私が定期的に納付書を持参して出張所で二人分を納付していた。税金や保険料などはその都度遅れないように、期限までに納付するように心がけていた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の発行日から、申立人は昭和44年12月16日以前に国民年金の加入手続を行っていたと考えられるが、関係資料からはその時期を特定することができないため、申立人の主張どおりに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとしても不自然さは認められない。

また、申立人が加入手続当初に納付していたとする国民年金保険料額は申立期間当時の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、申立期間当時、申立人か申立人の夫が市役所の出張所で国民年金保険料を納付したと主張しているところ、同出張所は、申立期間当時、実在しており、保険料の収納事務を行っていたことが確認できることから、申立人の主張は信ぴょう性が高いものと考えられる。

加えて、申立人の特殊台帳には、昭和44年4月から45年3月までの保険料の納付が、第2回特例納付によるものである記載があるが、市町村の記録ではこの期間について「定額納付」と表示されており、記録の表示に食い違いがみられることから、記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかが

える。

その上、申立人は、申立期間を除いて国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から38年3月までの期間及び41年10月から42年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から38年3月まで
② 昭和41年10月から42年5月まで

申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付は母親が行っており、私が昭和44年7月に海外から帰国した後に、母親が、「国民年金保険料を全部納付しておいたからね。」と話していたのを覚えている。

昭和41年10月から42年5月までの領収書もあり、保険料はすべて納付していたはずである。

兄と姉妹の国民年金の加入手続も母親が行い、それぞれが婚姻するまでの保険料も母親が納付していたので、申立期間が未加入又は保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、申立人の母親が行っていたと主張しているところ、申立人の二人の兄及び姉は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から結婚するまでの間保険料はすべて納付済みとされていることが確認できる上、申立人の姉は、申立人の母親が兄妹全員の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと証言していることから、申立人の母親が、申立人の兄姉同様、申立人の申立期間①の保険料を納付していたとしても特段不自然さはみられない。

また、申立人の所持する領収書から、申立期間②の国民年金保険料は、昭和45年10月13日に一括で納付されていたことが確認でき、当該領収書は第1回特例納付時に発行されたものと認められるが、当該領収書に記載されてい

る金額は申立期間②の保険料を特例納付した場合の金額に不足しており、行政側の事務処理に誤りがあったと認められる。

さらに、納付した国民年金保険料が不足していた際には、社会保険庁から保険料が不足していた旨の通知及び納付書が送付されることになるが、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親は、申立人の兄姉の国民年金の加入手続きを行い、各々が結婚するまでの保険料を納付していたと推認され、保険料の納付意欲が高かったものと認められることから、保険料が不足していた旨の通知及び納付書が送付されていたとすれば、申立人の母親が不足分の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年2月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から48年3月まで
② 昭和51年12月

私は、昭和45年2月の結婚を契機に市役所で国民年金加入手続を行った。加入後は、国民年金保険料の納付書が送られてきたので郵便局で納付していた。その後、市役所に行った際に、窓口で申立期間②の期間の国民年金保険料が未納であると指摘されたので、納付書をもらい郵便局で納付した。申立期間①及び②の国民年金保険料が未加入又は、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和48年2月から同年3月までについて、申立人は、45年2月の結婚後に加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は48年3月に払い出されていることが確認できることから当該期間は保険料納付が可能な期間である。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間直後の昭和48年度の保険料を現年度納付していることが確認できることから、その時点で、納付可能であった2か月分のみの保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について納付書で納付していたと主張しているところ、申立人の被保険者台帳には昭和48年2月から同年3月までの保険料について、過年度納付書が発行された旨の記載が確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間①のうち昭和45年3月から48年1月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は48年3月に払い出されているとともに、申立人の資格取得日は、同年2月とされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、自宅に郵送されてきた納付書により郵便局で納付していたと主張しているが、申立人が居住していた市では納付書による保険料の収納が開始された時期は昭和48年4月であることが確認できることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立期間②について、申立人は、市役所窓口で申立期間②が未納であると指摘されたので納付書をもらい保険料を納付したと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録によると申立期間は平成3年8月に年金記録の訂正により追加された記録であることが確認でき、申立期間当時は、未加入期間であったことから、国民年金保険料は納付できない期間である。

加えて、申立人が申立期間①のうち昭和45年3月から48年1月までの期間及び申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年2月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年3月から同年11月までの期間、45年8月から46年3月までの期間、48年10月から同年12月までの期間及び49年10月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から46年3月まで
② 昭和48年10月から同年12月まで
③ 昭和49年10月から51年3月まで

申立期間①について、私は、昭和47年3月ごろ、国民年金の加入手続を行った時に、20歳までさかのぼって保険料を納付できると説明を受けたので、さかのぼって納付した。保険料額は2万円ぐらいだった。

また、申立期間②及び③については、納付書が郵送されてきたので、郵便局で3か月ごとに保険料を納付した。保険料は1か月550円ぐらいから徐々に上がっていったように思う。

私は、国民年金保険料を未納がないように納付していたはずなのに、申立期間①、②及び③の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①、②及び③以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、昭和47年3月ごろに国民年金の加入手続を行い、20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された47年4月当時は、第1回特例納付が実施されていた時期であるとともに、申立人が所有する国民年金手帳の記録では、42年9月から強制加入となっていたことから、

申立期間①の保険料を特例納付により納付することは可能であった。

また、申立人が納付したとしている保険料額は、申立期間①について実際に特例納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人の夫は、「妻から、国民年金保険料は未納期間がないように納付していたと聞いた。」旨証言している。

3 申立期間②について、申立期間は3か月と短期間であるとともに、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②が未納とされているのは不自然である。

4 申立期間③について、申立期間③前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされている上、申立人は、申立期間直後の昭和51年度の保険料を現年度納付していることが確認できることから、当該保険料額よりも低額な申立期間③の保険料を納付しなかったとは考え難い。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和42年9月から43年2月までの期間及び同年12月から45年7月までの期間は厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金保険料が還付された記録はないものの、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から41年3月まで

私は、20歳になった時、住み込みで働いていたA店で先輩の従業員から勧められて国民年金に加入した。加入の手続きは、自分自身で区役所へ行って行った。国民年金保険料は月額100円で、2か月か3か月に一度、区役所に行き印紙を買って国民年金手帳に貼ってもらっていたと思うが、その手帳は今手元に無い。自営業者の私には老後の頼りは国民年金だけだと思い、まじめに保険料の納付を続けてきた。結婚後、妻が国民年金に加入していないことを知り、妻の分の国民年金保険料をまとめて納付したのも私である。60歳になった時に区役所で未納期間があると言われ驚いた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、妻が国民年金に加入していないことを知り、妻を国民年金に加入させ、その際未納であった妻の国民年金保険料をまとめて納付した記憶があるとしているところ、結婚後居住した市の国民年金被保険者名簿でも、87か月分の妻の未納分の保険料が、特例納付及び過年度納付で納付されたことが記録されており、申立内容と一致する。

また、申立人が、妻の未納分を納付しながら自分自身の未納を放置するとは考えにくく、妻の加入手続きをした際に、自分自身の未納を指摘されなかったのは、その時点で申立期間は納付済みであったのではないかとする申立人の主張は自然である。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料を納付し、60歳以降も任意加入するなど、国民年金への関心及び保険料納付意欲が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から50年3月まで

私は、勤務先の会社を退職した後、昭和50年3月に結婚したのを契機に、すぐに区役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、申立期間の国民年金保険料については、区役所の窓口で分割して保険料を納付することができる旨について説明を受けたが、一括して納付するように依頼した。その後、私は、金融機関の窓口で納付書により保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、金融機関の窓口で納付書により一括して国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人は、区役所で国民年金の加入手続を行った際に、窓口で申立期間の保険料の納付方法について相談したことや、保険料を納付した際の状況について、具体的かつ鮮明に記憶しており、申立内容に不自然さは認められない。

また、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料を完納している上、申立期間当時、申立人の夫の仕事に変更はなく、経済状況に特段の変化は認められないことを踏まえると、申立人が保険料を納付する意思を有し、申立期間の保険料を納付していたとしても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間は1回、かつ、5か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの期間及び52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から50年3月まで
② 昭和52年4月から53年3月まで

私は、会社退職後に国民年金の加入手続を行い、結婚後も任意で加入していた。国民年金保険料については、自宅に来ていた集金人に納付していたが、申立期間①及び②当時は家庭の事情により集金人に納付できなかったため、その後、郵送されてきた納付書を持って金融機関に行き、未納期間が生じないように保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立期間はそれぞれ6か月及び12か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、郵送されてきた納付書で納付したと主張しているところ、申立人の被保険者台帳には、当時、申立人に対して、過年度納付書が発行された旨の記載が確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の間の昭和51年1月から52年3月までの期間について、申立期間①及び②と同様に過年度納付書が発行され、国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるが、未納期間が生じないように保険料を納付していたとする申立人が、申立期間①及び②の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から56年3月まで

私は、昭和55年1月に会社を退社してから1年ぐらい経過したころ、妻と一緒に区役所へ行って、私の国民年金の資格再取得手続きを行った。国民年金保険料については、区役所の窓口の担当者から、「まとめて納付すれば大丈夫です。」と言われたので、その場でまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年か56年ごろに区役所で国民年金の資格再取得手続きを行ったと主張しているところ、区役所が保管する被保険者名簿によると56年4月以前に手続きが行われていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、区役所で国民年金の資格再取得手続きを行い、国民年金保険料をまとめて納付した際に、窓口の担当者から、「これで年金記録がつながりますよ。」と言われたこと、及びその後、口座振替の手続きを行うため区役所へ行ったことを鮮明に記憶しており、実際に申立期間後の昭和56年4月からは保険料の口座振替を行っていたことが確認できることから、その主張には不自然さは認められない。

さらに、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立人の国民年金の資格再取得日は、本来、昭和55年1月1日に強制加入被保険者となるべきところ、社会保険庁のオンライン記録では同年3月1日に強制加入被保険者となっていることから、行政の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

加えて、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料をすべて納付

しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年3月及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月から43年3月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで

私は、20歳になった昭和38年に国民年金に加入してから、国民年金保険料を納付してきており、結婚後は義父が住所氏名の変更手続きを行い、私が保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和43年3月について、申立人は、20歳になった時に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿では、申立人の国民年金手帳は43年7月に発行されているとともに、資格取得日が同年3月10日とされていることから、この時点で、同年3月分の保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、申立期間直後の昭和43年度の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、納付可能であった昭和43年3月分の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間②について、申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立期間①のうち、昭和 38 年 5 月から 43 年 2 月までの期間について、申立人は、国民年金保険料をすべて納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳は 43 年 7 月に発行されており、資格取得日が同年 3 月 10 日とされていることから、当該期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人には、昭和 42 年 10 月に、旧姓で別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、その国民年金手帳記号番号の記録においても、国民年金保険料を納付した形跡は見当たらない上、資格取得日が 40 年 12 月 18 日とされているとともに、当該番号は、当時、未加入者を対象に行われた職権適用分の番号であることが確認できることから、20 歳から納付していたとする申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 3 月及び 48 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和49年9月から50年1月まで

私は、同居していた義母に勧められて国民年金に加入した。申立期間①の国民年金保険料については、毎月集金人に納付しており、保険料を納付する度に、集金人が国民年金手帳に印を押していたことを憶えている。

申立期間②については、昭和49年9月に会社を退職したため、すぐに国民年金に任意加入して国民年金保険料を納付したはずである。

申立期間①及び②が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は同居していた義母に勧められて、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、義母は国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できることから、申立人が義母に勧められて保険料を納付していたとしても不自然さは認められない。

また、申立人は申立期間①当時、集金人に保険料を納付する度に、国民年金手帳に印を押してもらったと主張しているところ、当時、申立人の居住していた地域では、集金人制度が存在し、印紙検認方式で集金が行われていたことが確認できる。

さらに、申立人とその夫は、国民年金制度開始前の昭和35年10月に連番で国民年金手帳記号番号が払い出され、強制加入被保険者となっているものの、国民年金制度発足直後の36年4月に資格喪失が行われているが、申立人はその手続をした記憶がないことや、申立期間直後の昭和40年度は夫

は厚生年金保険被保険者であったにもかかわらず、当時、統合されていなかった納付記録が免除になっていることなどから、行政の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

- 2 一方、申立期間②については、申立人の夫は、厚生年金保険に加入していることが確認でき、申立人がさかのぼって国民年金に加入することができない期間であるため、国民年金保険料を納付することはできず、申立人が別の番号で申立期間に任意加入していた形跡も見当たらない。

また、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から50年3月まで

私は、勤務先の会社を退職した昭和49年6月に市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その際に国民年金手帳が交付された。その後、納付書が送付されてきたので、私の妻は、銀行で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、夫の保険料が納付済みで、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の妻が銀行で納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の妻は、保険料を納付した際の状況について鮮明に記憶している上、その妻が述べる保険料額は、申立期間当時の保険料額とほぼ一致しており、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間について、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その妻は、申立期間の保険料が納付済みとされている。

さらに、申立期間は10か月と短期間であり、申立人は、結婚後、申立期間を除き国民年金保険料を完納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

加えて、昭和44年4月から45年1月までの期間について、当初、社会保険庁のオンライン記録及び特殊台帳によると国民年金保険料が未納とされていたが、その後、申立人が所持する国民年金手帳の昭和44年度の国民年金印紙検認台紙に保険料を納付したことを示す検認印が押されていたことから、保険料の納付記録が未納から納付済みに記録が訂正されるなど、行政側の記録

管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から50年3月まで

私の夫は、長女が生まれる直前の昭和45年1月ごろ、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。加入当初は夫婦共に保険料を納付していなかったが、46年の夏ごろ、夫は、市役所で国民年金の任意加入の変更手続を行った際に、国民年金の資格取得日までさかのぼって夫婦二人分の保険料を納付するよう手続を行い、市役所の窓口で納付書により保険料をさかのぼって一括して納付した。それ以降の期間については、毎月、自宅に来ていた集金人に保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立人の夫が、昭和46年8月ごろに市役所で申立人の国民年金の任意加入手続を行った後、同年8月から50年3月までの期間について、毎月、申立人が女性の集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、同期間の保険料を納付した際の状況について具体的かつ鮮明に記憶している上、申立人が申立期間当時から居住している市では、その当時、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

また、申立人は、国民年金に任意加入し、申立期間及び厚生年金保険の加入期間に挟まれた1か月を除き国民年金保険料を完納している上、保険料を前納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 一方、申立人は、昭和46年の夏ごろ、申立人の夫が、申立期間のうち、

44年12月から46年7月までの期間について、夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、その夫も同期間の保険料が未納とされている。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和44年12月から46年7月までの国民年金保険料と44年9月から46年7月までの夫の保険料を一括して納付したと主張しているが、申立人が述べる保険料の合計額は、その当時の保険料額と大きく相違している。

さらに、申立人が、申立期間のうち、昭和44年12月から46年7月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年8月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年3月から51年3月まで

私は、転居してすぐ市役所で国民年金の加入手続を行い、市役所の集金人に納付するつもりでいたが、集金人が来なかったため、保険料は納付しなかった。昭和53年から55年ごろ自宅を訪問した市議会議員に、今なら国民年金の復活制度があるから市役所でまとめて納付するよう教えられたので、夫婦二人分の保険料を納付した。妻の国民年金保険料は特例納付によりすべて納付済みとなっているのに、私の申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人及び申立人の妻の国民年金保険料を一括して特例納付したと主張しているところ、申立人及びその妻の特殊台帳から、申立人の妻の昭和36年4月から53年3月までの保険料は、第3回特例納付により納付されていることが確認でき、申立人の申立期間直後の51年4月から53年3月までの保険料も、第3回特例納付により納付されていることが確認できる。

また、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料を納付した際の状況を鮮明に記憶しており、納付したとする保険料額も申立内容どおりに夫婦二人分の保険料を特例納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人に特例納付制度を教示したとする当時の市議会議員は、申立人宅を何度か訪問し、特例納付制度について、話をしたことを憶えていると証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月及び同年9月

私は、昭和49年5月ごろ、区役所で国民年金に加入して以来、銀行や市役所などで夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間について、妻の保険料が納付済みで、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人又は申立人の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その妻の申立期間の保険料が納付済みとされている。

また、申立期間について、申立人夫婦の特殊台帳によると、夫婦共に保険料が未納とされていたが、その後、申立人夫婦が申立期間当時から居住している市が保管する申立人の妻の国民年金被保険者名簿の保険料検認記録の保険料が納付済みとなっていることから、その妻の保険料の納付記録が未納から納付済みに訂正されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の仕事に変更はなく、経済状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

加えて、申立期間は1回、かつ、2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から同年12月まで

私は、会社退職後に国民年金の加入手続を行い、結婚後も任意加入した。加入手続後は自宅に納付書が郵送されてきたのでそれを持って区役所又は金融機関で納付していた。申立期間当時の領収書を所持しているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の領収書を所持しており、その領収書には一部漏れがあるものの、その様式及び記載状況等から当時作成されたものと認められる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について区役所又は金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人が保険料を納付していたとする区役所及び金融機関は、申立期間当時も実在しており、保険料を納付することが可能であったことが確認できることから特段不合理な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から同年7月まで

私の父親は、昭和35年10月ごろに町役場で私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚した43年3月までの間、私の国民年金保険料を納付していた。私は、同年5月ごろに父親から国民年金手帳を受け取り、転居先の市役所で任意加入への変更手続きを行い、その後、銀行などで納付書により保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚直後の昭和43年5月ごろ、これまで申立人の国民年金保険料を納付していた申立人の父親から、国民年金手帳を受け取り、結婚後も保険料を納付するように言われ、すぐに市役所で国民年金の強制加入から任意加入への変更手続きを行ったと主張しているところ、申立人が申立期間当時居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿によると、同年5月に国民年金の強制加入から任意加入への変更の届出が行われていることが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間について、銀行などで納付書により国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人が、結婚を契機として国民年金に任意加入しておきながら、国民年金の資格を喪失するまでの間、保険料をすべて納付しなかったのは不自然である。

さらに、申立期間は任意加入中、かつ4か月と短期間であり、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を完納しているとともに、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続きを3回とも適切に行っており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 1024

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和37年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年4月から同年9月までは6,000円、34年10月から37年3月までは7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から37年4月1日まで

社会保険庁の記録では、昭和33年3月1日から34年4月1日までの記録しかないが、昭和34年4月1日から37年4月1日まで引き続きA庁に勤務していた。証拠書類は無いが上記期間についての厚生年金加入期間を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA庁に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の資格喪失日が、申立人の主張する昭和37年4月1日と記載されていることが確認できることから、A庁の事業主は、申立人が同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の厚生年金保険被保険者名簿の記録から昭和34年4月から同年9月までは6,000円、34年10月から37年3月までは7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月16日から同年12月21日まで
② 昭和28年8月1日から33年9月25日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとのことであったが、脱退手当金の請求を行ったことは無いし、受け取った記憶も無いので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、厚生年金保険被保険者証を再交付した場合でも脱退手当金が支給された場合には支給を示す表示をするとの社会保険庁の通知があるが、申立人が所持する再交付された厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを示す表示が無く、当該被保険者証を再交付した社会保険事務所で上記通知と異なる取扱いが行われていたと認めるに足りる事情は無い。

また、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿において、申立人の前後で脱退手当金の受給要件を有する者のうち、資格喪失後6か月以内に再取得していない14人の脱退手当金の支給記録を検証したところ、受給している者は2人と少ないことから、事業主が代理請求したとは考え難い。

さらに、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間の被保険者台帳記号番号は、申立期間と同一であり、申立人が当該事業所に対し、申立期間に厚生年金保険の加入期間があることを自ら伝えたものと考えられることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から46年7月までの期間、47年12月から48年7月までの期間、同年11月、49年2月から同年9月までの期間、56年1月から同年2月までの期間及び59年2月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から46年7月まで
② 昭和47年12月から48年7月まで
③ 昭和48年11月
④ 昭和49年2月から同年9月まで
⑤ 昭和56年1月から同年2月まで
⑥ 昭和59年2月から60年3月まで

私は、申立期間①から④までは、昭和55年6月に24万円を借金して60か月分の国民年金保険料を特例納付で納付した。

申立期間⑤については、妻が年金保険料を払ったはずであり、当時の家計簿にも国民年金保険料の記述がある。

私は、申立期間⑥については、国民年金保険料を払ったはずである。市の職員から渡されたメモがあり、そのメモには昭和59年2月から60年3月までの国民年金保険料が記載されている。

申立期間①から⑥までの保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から④までの期間については、特例納付により国民年金保険料を納付したと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録を見ると、申立期間と同月数である、昭和36年4月から42年12月までの間の60か月について保険料を特例納付していることが確認でき、納付記録に記載されている特例納付とは別に重ねて特例納付を行ったとは考え難く、申立人の記憶は、この特例納付分に係るものとするのが自然である。

また、申立期間⑤については、申立人は申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付したとの主張とともに当時の家計簿（写）が提出されているが、家計簿（写）に記載されている金額は、当時の国民年金保険料額とは一致しておらず、夫婦間の記載金額も異なっていることから、当時の国民年金に係る保険料であることは特定できず、申立人の妻から当時の納付状況を確認することができない上、申立人の妻は同期間は同様に申請免除となっていることから申立人も同様に申請免除となっていたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間⑥については、申立人が当時居住していた市の職員により記入されたとするメモ書きに記載されている期間の国民年金保険料をすべて納付したと主張しているが、メモに記載されている期間の中には、申立人が厚生年金保険に加入していた期間や未加入期間が含まれていることから、これらの期間を含めて保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 2244

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 8 月から 52 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月から 52 年 4 月まで

私は、昭和 37 年に新聞で国民年金の事を知り、夫の給与が安かったのでしばらく迷っていたが、友人や夫に相談した後、自宅に市の吏員が国民年金の加入勧誘に来たのを契機に、同年 8 月ごろに国民年金に加入した。その後 3 度目の転勤で同市に戻ってくるまで、どこの市でも集金人に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 8 月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人は、52 年 5 月に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、昭和 37 年 8 月に国民年金に加入した時の国民年金手帳記号番号と現在の国民年金手帳記号番号は同じであると主張しているが、申立人の現在の国民年金手帳記号番号は、52 年 6 月に払い出されたことが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金保険料について、申立期間当初から集金人に納付していたと主張しているが、申立人が申立期間当初に居住していた市が発行した広報紙から、同市では、申立期間当初から集金人制度は実施されていなかったことが確認できることから、申立内容と一致しない。

加えて、申立期間は 177 か月に及んでおり、これだけの長期間に渡る事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、口頭意見陳述においても具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることができず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から45年7月までの期間及び同年12月から46年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年2月から45年7月まで
② 昭和45年12月から46年4月まで

私の母親は、昭和42年2月ごろ、区役所で大学生の私も20歳から国民年金に加入できることを聞き、同区役所で私の国民年金の加入手続を行い、3か月又は4か月ごとに自宅近くの郵便局で私の国民年金保険料を納付していたが、大学卒業後の45年4月からは、私自身が保険料を納付するようになった。その後、私は、就職したものの、同年11月に勤務先の会社を退職し、すぐに厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、再び保険料を納付していた。私は、申立期間①及び②が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、昭和42年2月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は47年6月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、申立人は、申立期間①及び②から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人の国民年金の被保険者資格の取得時期が昭和46年7月となっていることから、申立期間①及び②は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親は既に他界していること

から、証言を得ることができず、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 1 月から 44 年 3 月までの期間、45 年 4 月から 46 年 3 月までの期間及び 49 年 4 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 1 月から 44 年 3 月まで
② 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで
③ 昭和 49 年 4 月から同年 11 月まで

私が、昭和 42 年に 20 歳になった時に、事業主が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。加入手続後の国民年金保険料については、事業主が集金人に納付してくれていたにもかかわらず、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、事業主及びその妻が申立人の国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続や保険料を納付していたとする事業主及びその妻は、申立人の国民年金の加入手続の時期や保険料の納付時期等について記憶はないとしていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は、昭和 42 年に 20 歳になった時に、事業主及びその妻が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手

帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から 44 年 10 月ごろと推認されるが、その時点では申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付できない時期であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、過年度納付によることとなるが、事業主及びその妻は、申立人の国民年金保険料について、集金人以外の方法で保険料を納付した記憶はないと主張している上、申立期間当時、集金人は過年度の保険料を収納していなかったことが確認できる。

- 3 申立期間②及び③について、申立人は、事業主及びその妻が申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているが、その事業主及びその妻についても、申立期間②及び③の大半の保険料は申立人と同様に未納となっている。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2247

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から48年9月まで

昭和50年12月に、特例納付の広報を見た夫が、将来のためにと勧めたので、私が夫の分と共に市役所で国民年金の加入手続を行った。年金手帳と納付書はその場で渡されたような気がする。42年11月から50年12月までの保険料を市役所の窓口で一括で納付したと思う。金額としては20万円から30万円だったような気がする。

私の領収書はどこかになくしてしまっただが、夫の分は所持している。私も夫と同様に納めたのに申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫の勧めによって、市役所において夫の分と共に二人分の国民年金の加入手続及び特例納付を行っていることを主張しているが、確かに昭和50年12月18日に夫婦二人分の国民年金手帳記号番号が払い出されており、48年10月から50年12月までの国民年金保険料について、同年12月27日に二人分が納付されている記録が確認できるものの、申立人から当時の事情を聴取しても、申立人の夫の国民年金保険料を特例納付したこと以外の記憶は曖昧であり、申立人自身が自らの保険料を納付したことについての記憶も定かではない。

また、申立人は、当時市役所では、申立人については、特例納付によらなくても、今後継続して保険料を納付すれば国民年金受給資格を得られる旨の説明を受けたと思うので、申立人の夫のみの保険料を特例納付したかもしれないとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す他

の関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年12月までの期間、平成5年7月から同年10月までの期間及び6年4月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月から50年12月まで
② 平成5年7月から同年10月まで
③ 平成6年4月から7年3月まで

申立期間①については、昭和49年に夫が退職したため、私が、私と夫の二人分の国民年金の加入手続を行い、二人分の国民年金保険料を郵便局か銀行で納付していた。

申立期間②及び③も、引き続き保険料を納付していた。

申立期間の保険料が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、53年2月であることが推認でき、その時点においては、申立期間①は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料を申立人の夫の分と一緒に納付していたと主張しているが、申立期間①のうち申立人の夫の国民年金加入期間の保険料も未納とされている。

さらに、申立人の夫も申立てを行っており、申立人夫婦の申立期間は合計9回に及び、すべて申立人が保険料を納付したとしているが、これだけの回数事務処理を行政側が続けて誤ることも考えにくい。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していた

ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、昭和 46 年前後の国民年金保険料だったと思うが、国民年金受給資格に必要な加入月数が足りなくなるからと、数年分の納付書が送られてきたので、一括で納付した。

また、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 43 年ごろまでの期間については、納付方法はよく覚えていないが、その都度、国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金受給資格に必要な加入月数が足りなくなるからと、数年分の納付書が送られてきたので、国民年金保険料を一括で納付したと主張しているところ、申立人は、昭和 46 年度及び 47 年度の保険料を特例納付、48 年度及び 49 年度の保険料を過年度納付していることが申立人の特殊台帳から確認でき、特例納付の始期である昭和 46 年 4 月から 60 歳に到達するまでの月数が、ほぼ国民年金受給資格に必要な加入月数に相当していることから、申立人は、同年 4 月の分から保険料を納付していたと考えるのが合理的である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日からみて、申立人の国民年金加入手続は、昭和 50 年 12 月に行われたと推測でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申立人が、申立期間の当初から国民年金保険料を現年度納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、最初にもらった国民年金手帳の色はオレンジ色調であ

ったと述べているが、同色調の国民年金手帳が発行されたのは昭和 49 年 10 月以降であることから、申立人が同年 9 月以前に国民年金の加入手続を行ったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から47年3月まで

申立期間の保険料の納付については夫に任せており、夫はその義理の従兄が経営する会社に私とともに勤めており、その会社の社長に厚生年金保険の適用を受けなかった見返りに自分の国民年金の加入手続や納付の事務を任せ、同時に私の分の申立期間の国民年金保険料の納付も社長に任せたと述べている。立て替えてもらった保険料は月々の給料から返済していた。夫と一緒に夫婦分の保険料の納付を依頼していたにもかかわらず、夫が完納となっており、私の分のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、申立人の夫の勤務先の経営者が一旦立て替えて申立人及びその夫の分を納付していたと主張しているところ、申立人の夫及び当時の経営者夫婦の分にあつては、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されていることが確認でき、昭和48年3月に国民年金の加入手続を行った上、36年4月にさかのぼって国民年金保険料を納付していたことがうかがわれるが、48年3月の時点では、申立人は既に国民年金に加入済みであり、また、育児のために一旦会社を辞めていたことを考慮すると、経営者が申立人の分まで保険料を納付していたと推認することは難しい。

また、申立人は、申立期間における保険料の納付に直接関与しておらず、当時の経営者も既に他界しており、その妻からも証言を得ることができないため、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 8 月から 49 年 3 月までの期間、50 年 7 月から同年 12 月までの期間、51 年 10 月から同年 12 月までの期間、53 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 55 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 8 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 50 年 7 月から同年 12 月まで
③ 昭和 51 年 10 月から同年 12 月まで
④ 昭和 53 年 4 月から同年 6 月まで
⑤ 昭和 55 年 4 月から同年 6 月まで

私は、結婚した昭和 40 年ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳の交付を受けた記憶がある。その年金手帳は後年転居した別の区役所に提出し、現在はオレンジ色の年金手帳 1 冊のみ所持している。

国民年金保険料の月額記憶はないが、結婚後においては、私が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付しており、年金手帳に印が押されたように記憶している。

国民年金保険料を未納にしたことはないので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、昭和 48 年夏ごろに転居した先で集金人に国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の特殊台帳には住所変更時期は 49 年 3 月、台帳移管時期は同年 5 月と記載されており、当該期間は住所変更手続が行われず、集金人に保険料を納付できなかった可能性がうかがわれる。

また、申立期間②、③、④及び⑤について、市の自主納付者収滞納一覧表によれば、申立人及びその夫共に、昭和 50 年以降国民年金保険料を口座振

替により納付していた記録があるが、その一部期間については口座振替によって納付できなかった期間及び過年度納付した期間も散見され、納付書によって夫婦別々に納付していたこともうかがえ、夫婦二人分を一緒に集金人に納付しており口座振替による納付の記憶は無いとしている申立人の主張とは一致しない。

さらに、申立期間①、②、③及び④については、国民年金保険料を一緒に納付したとしている申立人の元夫も未納となっている。

加えて、申立期間は合計5回に及び、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から41年2月までの期間、同年12月から47年3月までの期間、52年10月から53年3月までの期間、54年4月から55年3月までの期間及び57年5月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月から41年2月まで
② 昭和41年12月から47年3月まで
③ 昭和52年10月から53年3月まで
④ 昭和54年4月から55年3月まで
⑤ 昭和57年5月から61年3月まで

私は、会社を退職後、国民年金に加入した方がよいと親に勧められ自分自身で区の出張所に行き加入手続をした。申立期間①及び②の国民年金保険料は自宅に来ていた集金人に自分で納付しており、転居後の申立期間③、④及び⑤の保険料については、市役所内の金融機関で納付書により納付していたにもかかわらず、申立期間①から⑤までが未加入又は、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が申立期間①から⑤まで国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間①から⑤までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間は5回で合計132月に及んでおり、これだけの回数及び長期間に渡る事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考えにくい。

2 申立期間①については、20歳前の期間であり、制度上、国民年金に加入することができない期間である。

- 3 申立期間②について、申立人は、会社退職後に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 6 月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間②の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。
- 4 申立期間③について、申立人は、申立期間③直後の昭和 53 年 4 月から申請免除期間となっているとともに、その夫も申立期間③の大半の期間は申請免除期間となっていることから、当時、国民年金保険料を納付したとは考え難い。
- 5 申立期間④及び⑤について、申立人は、申立人自身が市役所内にある金融機関に行き、納付書で納付していたと主張しているが、申立人は昭和 54 年 4 月に国民年金の被保険者資格を喪失した後、61 年 4 月まで国民年金の被保険者資格を再取得した形跡が見受けられないことから、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。
- 6 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年4月までの期間、同年8月から同年12月までの期間、56年4月から同年9月までの期間、同年12月から57年3月までの期間、同年8月から58年1月までの期間及び同年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月から50年4月まで
② 昭和50年8月から同年12月まで
③ 昭和56年4月から同年9月まで
④ 昭和56年12月から57年3月まで
⑤ 昭和57年8月から58年1月まで
⑥ 昭和58年4月から61年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、妻が納付していた。

申立期間の領収書は所持していないが、妻が、保険料の納付を忘れたことはないはずである。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和53年2月であることが推認でき、その時点においては、申立期間①及び②は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立人の国民年金保険料は、申立人の妻が納付していたと主張しているが、申立期間①及び②の申立人の妻の保険料も未納とされている。

さらに、申立人の妻も申立てを行っており、申立人夫婦の申立期間は合計

9回に及び、すべて申立人の妻が保険料を納付したとしているが、これだけの回数の事務処理を行政側が続けて誤ることも考えにくい。

加えて、申立人が申立期間①から⑥までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①から⑥までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から同年9月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から同年9月まで

私は、昭和51年7月ごろ、市役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、同時に付加年金の加入手続も行った。その後、同出張所又は市役所の支所の窓口で国民年金保険料と一緒に付加保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年7月以降、市役所の出張所又は支所で国民年金保険料と一緒に付加保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が、申立期間当時に居住していた市が保管する国民年金保険料検認報告書兼検認記録簿によると、申立期間について、付加保険料を含めて国民年金保険料が未納とされているとともに、転居先の市が保管する国民年金被保険者カードによると、申立期間の定額保険料について、57年10月に過年度納付されていることが確認できるが、付加保険料は定額保険料を納期限内に納付した場合に納めることができるものであることから、申立期間について、申立人が、付加保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から61年3月まで

私は20歳になったころ、母親に勧められて国民年金に加入した。国民年金保険料の納付はすべて母親が行っていた。私は、昭和39年の結婚を機に任意加入したが、母親はきちょうめんであったので、保険料を継続して納付しており、申立期間が未加入で保険料を納付していなかったとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母親も既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがうことができず、申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は複数回転居しているが、申立人の所持する国民年金手帳の住所欄によると、一部の市役所等で手続が行われた形跡がないことから、それらの転居先で納付書を発行することはできず、納付書による保険料の納付はできなかったものと考えられる。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、他に申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 1 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月から 43 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、同居していた義姉が行い、国民年金保険料は、義姉が、兄、義姉及び私の 3 人分を一緒に納付していたと思う。申立期間の保険料を納付していたはずであり、私の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の義姉が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の義姉は、「申立期間当時は、申立人の兄と結婚前で、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付は行っていない。申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付は、申立人の母親が行っていたと思う。」と証言している。

また、申立人の母親は、既に他界しているため、申立期間当時の申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月まで

私は、夫の退職に伴い市役所から国民年金の加入勧奨を受けたので、加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。その後、夫が共済組合の組合員になったため、私の国民年金を任意加入とする切替手続を行い、継続して保険料を納付していたはずであり、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金の資格喪失手続を行った記憶はないと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳、申立人が居住していた市が保管している被保険者名簿及び社会保険事務所が管理している特殊台帳ではともに昭和 58 年 6 月 15 日付けで資格喪失した旨の記載となっていることが確認でき、申立人は、当時、資格喪失手続を行っていたものと考えてのが合理的である。

また、申立期間の国民年金保険料について、申立人は市役所や金融機関に行き、納付書で納付していたと主張しているが、申立人は昭和 58 年 6 月に国民年金の被保険者資格を喪失したとされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であるため、申立人が申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 46 年 3 月まで

私は昭和 39 年 2 月に勤務先を退職後、自営業を営んでおり、国民年金に加入していなかったが、45 年 12 月に結婚してからしばらくして、妻が私の国民年金の加入手続を行った。その後、国民年金の未加入期間のある者は、その期間の国民年金保険料をさかのぼって納付できる制度ができたので、その際に、妻が、私が国民年金に加入していなかった期間の保険料をさかのぼって一括納付した。その時に、「これで安心だね。」と夫婦二人で安堵したことを憶えており、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻がさかのぼって一括で納付したと主張しているところ、申立人自身は保険料納付に直接関与しておらず、その妻は、申立期間の保険料の納付時期や納付金額などは憶えていないとしていることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 46 年 12 月に払い出されていることが確認でき、この時に発行された申立人の国民年金手帳には、「初めて被保険者となった日」が、46 年 4 月 1 日と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から54年12月まで

昭和46年9月ごろに、結婚を契機に妻の勧めもあり、国民年金に加入した。加入手続は夫婦二人で市役所にて行い、国民年金手帳は後日郵送されてきたことを憶えている。国民年金保険料については、妻が年ごとに届く納付書で夫婦二人分の保険料を金融機関や市役所で納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年9月ごろに夫婦二人で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、52年2月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、その夫についても申立人と同様に申立期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から54年12月まで

昭和46年9月ごろに、結婚を契機に国民年金に加入した。加入手続は夫婦二人で市役所にて行い、国民年金手帳は後日郵送されてきたことを憶えている。国民年金保険料については、年ごとに届く納付書で夫婦二人分の保険料を金融機関や市役所で納付した。私は、母から「国民年金は老後の大切なものだから。」と言われており、食事を少なくしても保険料は納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年9月ごろに夫婦二人で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、52年2月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、その夫についても申立人と同様に申立期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から59年9月まで

私は、勤務先の会社を退職した昭和53年10月ごろに区役所で国民年金の加入手続きを行い、その後、3か月ごとに同区役所で国民年金保険料を納付し続けていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年10月ごろに国民年金の加入手続きを行い、その後、申立期間について、3か月ごとに定期的に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は61年2月ごろに払い出されている上、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、かつ、加入手続きを行ったのは1回のみであるとしていることから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点においては、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月から10年3月まで

私は、60歳になった平成8年ごろに町役場で国民年金の任意加入手続を行い、すぐに65歳までの国民年金保険料を一括して納付したにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年ごろに国民年金の任意加入手続を行い、その時点から将来にわたり5年分の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、その当時、5年分の保険料を一括して納付することができなかった上、申立人の保険料の納付記録でも、10年4月以降の期間について、毎年、保険料を前納しており、申立内容と合致しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする金融機関の調査を実施したものの、申立人が保険料を納付したことを裏付ける事情を得るには至らなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 10 月から 42 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月から 42 年 10 月まで

私は、昭和 38 年 10 月ごろに市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、私は、毎月、市役所の窓口で国民年金保険料を納付し、その際に領収書をもらっていたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 10 月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 43 年 9 月ごろに夫婦連番で払い出されていることから、申立内容と合致しない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、年金手帳を所持していた記憶が無く、国民年金保険料を納付した際に領収書のみ受け取っていたと述べているが、その当時、申立人が居住していた市区町では、国民年金手帳の印紙検認記録欄に検認印を押す方法により保険料を徴収していたことが確認できることから、申立内容と合致しない上、記録上でも、申立人の国民年金被保険者の資格取得時期が昭和 43 年 1 月となっていることから、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間中に住所を 2 回変更し、申立期間は 3 つの市区町にまたがっており、複数の行政機関が続けて事務処理を誤ることも考えにくい。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1026

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から29年3月1日まで
社会保険庁の記録では、A社において昭和29年3月1日に資格取得となっているが、会社から入社3年後には、厚生年金保険に加入させる旨の説明を受けたので、28年4月から厚生年金保険に加入しているはずである。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における詳細な記憶から、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「親方の紹介で、親方と一緒に職人としてA社が設立された昭和25年に入社した。その後、会社の労務担当者から設立3周年記念の時には、厚生年金保険に加入させる旨の説明を受けた」と述べているところ、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日である29年3月1日に、申立人の親方を含む83名が資格取得し、同日前に資格取得した人数と比べ、多人数であることが確認できることから、申立人が受けた「厚生年金保険に加入させる」とした説明は、同日付けで行われたものとするのが自然である。

また、申立人が挙げた2名の同僚のうち1名は、A社における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

さらに、上記の厚生年金保険被保険者名簿から複数の者に照会を行ったところ、「私もA社での在籍期間のうち、厚生年金保険の被保険者期間となっていない期間があるが、当時、厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない」との証言があった。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1027

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月1日から35年9月2日まで
社会保険庁の記録では、A社を昭和35年9月2日に資格喪失して、36年8月21日に脱退手当金を支給されたと記録されているが、私は、退職時に脱退手当金の説明を受けたことや何か書類を提出したことは無く、自分から社会保険事務所へ行って脱退手当金支給の手続きをした記憶も無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要とされる標準報酬月額等を社会保険庁から脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和30年4月1日から31年7月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち昭和31年7月1日から36年5月2日までの期間及び昭和36年7月18日から40年5月1日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から31年7月1日まで
② 昭和31年7月1日から36年5月2日まで
③ 昭和36年7月18日から40年5月1日まで

私は、昭和30年4月1日に叔母が経営するA社に就職し、顕微鏡及び注射器の製造の仕事をしてながら夜間高校に行っていた。同社には、昭和30年4月1日から勤務していたので、申立期間①について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、社会保険事務所の記録では、申立期間②及び申立期間③の脱退手当金を受領したことになっているが、請求書を書いたことはなく、脱退手当金をもらっていないので、厚生年金被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が申立期間①についてA社に勤務していたことは、申立人の勤務に係る記憶、及び同僚の証言から推認できる。

しかし、申立人に係る雇用保険の被保険者記録、社会保険庁が保管するA社の健康保険厚生年金被保険者名簿及び被保険者記号番号払出簿のA社における資格取得日は、昭和31年7月1日となっており、社会保険庁の記録と一致している。

また、申立人の複数の同僚は、「A社には一定期間の見習い期間があった」と証言している上、このうち1名の同僚の同社における厚生年金保険資格の取得日は、同社に入社したとする日からおおよそ6か月後となっていることから、A社においては、必ずしも従業員の入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

このほか、申立人について申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②及び③について、申立人が勤務していたB社の被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した35人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録のある16人のうち14人が5か月以内に脱退手当金の支給決定がされている上、同時期にB社を退職した同僚は、「会社から脱退手当金の説明を受け、会社が請求手続を行い、脱退手当金を受け取った」と証言している上、B社も「脱退手当金については口頭で説明を行い、会社が代理請求をした」と回答していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による脱退手当金の代理請求がなされていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金の支給額の計算に誤りは無い上、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日から4か月後に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはないと認められ、このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月1日から31年2月5日まで
60歳ごろに、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を支給済みで、年金に反映されないとのことであった。

しかし、平成20年4月に社会保険庁から郵送された「年金加入記録の確認のお知らせ」で、古い年金加入記録で、あなた様のものである可能性が高い記録が見つかったとの連絡をもらっている。

私は、当時脱退手当金という言葉さえ知らず、請求手続きをした覚えも無いので、申立期間について、被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後の10ページに記載されている脱退手当金の受給資格を満たしている女性は19人で、そのうち13人について脱退手当金の支給記録が確認でき、当時は通算年金制度創設前であったことを勘案すると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、当時の同僚3人が「脱退手当金の請求は会社がやり、退職金と一緒に支給された」と証言している。

さらに、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和31年6月15日に支給決定されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかにも脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1030

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 20 日から 45 年 4 月 1 日まで

私は、社会保険事務所において、厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間についての加入記録が無い旨の回答をもらった。当時、給与明細書で厚生年金保険料が差し引かれていることを見て、安心して働いたことを覚えている。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における詳細な記憶及び同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が挙げた同僚3名の厚生年金保険の資格取得日は、入社日から1か月から12か月後となっており、申立期間当時、A社では従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立人は、雇用保険の記録では、申立期間に係るA社の加入記録が無く、申立期間のうち、昭和45年1月29日以降の期間については、別の事業所に勤務していたことが確認できる。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主にも連絡が取れないことから、当時の人事記録、給与関係書類等を確認できず、また、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を取得した者の中には、申立人の記録は見当たらず、健康保険番号の欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで
② 昭和 40 年 7 月 1 日から 44 年 7 月 21 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みとの回答をもらった。

しかし、私は、脱退手当金を受給したとされる昭和 45 年 2 月は、前年 8 月に長男を出産したばかりで、真冬の寒い時期に子供を連れて社会保険事務所へ手続きに行ったとは考えられない。脱退手当金を受給した記憶は無いため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の管轄社会保険事務所には、申立期間の脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金裁定並びに支出何かが保管されており、その脱退手当金裁定請求書は、申立人が記載したものと認められ、支払いは裁定請求書に記載されている住所地の最寄りの郵便局にて送金払いされていることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月ごろから 43 年 7 月ごろまで

私は、社会保険事務所からA社で勤務していた時の厚生年金保険の記録が無い旨の回答を受けた。昭和 40 年 7 月ごろに正社員としてA社に入社し、B支社C支店に配属され、その後、1年くらいで同社D支店に異動となった。職種は営業であった。同支店では、妻が正社員として勤務しており、当時の表彰状もあるので、これらの期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時、A社に正社員として勤務していた妻の証言及び申立人から提出されたB支社D支店での表彰状により、申立人は申立期間についてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当時、A社B支社及び同支社C支店に勤務していた上司は、「当時もA社のセールス（委託扱い）は、厚生年金保険には加入していなかった。また、当時の販売労働組合が社会保険に加入すると収入の高いセールスマンは、保険料が高くなってしまうことから、加入に賛成しなかったという話を聞いた記憶がある」と証言している。

また、A社の管理部長は、「営業成績の優秀者に対し出された表彰状は、正社員であれば、表彰状に各部署名が記載されていた記憶がある。申立人の表彰状に部署名の記載が無いのは、セールス（委託扱い）であったからではないか。また、当時、A社の販売労働組合と会社との間で、社会保険の加入についての話し合いがあったと聞いている。その結果、セールス（委託扱い）は、厚生年金保険の加入はしないことになった」と証言している。

さらに、A社は、「昭和 42 年 3 月に厚生年金基金が設立されたことから、申立人が正社員として継続して勤務していたならば、厚生年金基金台帳に申立人の氏名があるはずであり、また、退職時の喪失手続が記録されていてしかるべきところ、当該基金においても加入記録が無いため、申立人は、社会保険が適用されないセールス（委託扱い）ではないかと考えられる」と回答している。

加えて、申立人が名前を挙げた上司及び同僚の4名のうち1名は、既に死亡しており、他の3人については、連絡先が不明で証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る記憶も曖昧^{あいまい}であり、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 16 日から 38 年 1 月 1 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については、脱退手当金が支給されているとのことであったが、脱退手当金の請求を行った記憶は無いし、受給した記憶も無いので、厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間の事業所を退職後、強制加入期間があるにもかかわらず国民年金に加入しておらず、年金受給に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から35年2月21日まで
社会保険庁の記録では、申立期間について、脱退手当金が支払われたこととなっているが、知識も無く、手続の仕方も分からなかったので、脱退手当金を受け取っているはずがない。脱退手当金が支給されたことになっている期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、昭和35年7月6日に社会保険庁から脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているほか、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の同年9月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、元同僚の2名は、「会社が代理請求をしていた。会社で脱退手当金を受領した」と証言しているほか、申立期間の脱退手当金の支給時期は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。